

令和7年度海の京都DMO台湾観光レップ業務企画提案(プロポーザル)実施要領

令和7年6月1日
一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社

一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社(以下、海の京都DMO)では、台湾観光レップ業務について、次のとおり募集しますので、参加希望者は下記の事項に従い応募してください。

記

1 目的

海の京都エリアへの旅行者が多く、リピーター率が高い「台湾」を対象に、台湾市場での効果的かつ切れ目のないプロモーションを行うため、台湾レップを設置し、現地の旅行動向等に関する情報収集や旅行会社・メディア等に対する当該エリアの観光情報の提供、セールス活動等を行うことで、海の京都エリアの知名度向上を図り、当該エリアへの外国人旅行者誘客について促進することを目的とする。

当業務においては、現地旅行会社やメディア等と密接なネットワークを持つ、より業務遂行能力の高い受託者を選定するため、前述の業務を実施できる事業者からの企画提案をプロポーザル方式により募集する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

海の京都DMO台湾観光レップ業務

(2) 業務の内容

別添業務委託仕様書のとおり

(3) 事業提案上限額(消費税等諸税含む)

金2,200,000円

(4) 契約期間

令和7年7月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで
(業務完了報告書の提出を含む。)

(5) 委託経費の支払条件

契約代金の支払については、委託期間終了後に行う。

3 応募資格

(1) 活動拠点を対象市場内に置く法人または個人であること。

(2) 仕様書で記載している業務に精通し、同様の業務実績を有すること。

(3) 日本語及びレップ業務を行う市場で主に話されている言語(公用語)により業務上の交

渉が可能な語学力を有すること。また、現地語に翻訳できる能力を有すること。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(5) 暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者ではないこと。

(6) 公序良俗に反する団体事業者又はこれに類する事業者ではないこと。

4 企画提案に必要な提出物と提出方法

(1) 提出物

2(様式3)に、3、4の書類を添付して提出すること。

提出書類名		内容等	備考
1	参加申請書		様式1 6月6日〆切
2	業務委託提案書		様式3
3	企画提案書	① 法人概要(法人名、代表者、設置場所、業務内容、執行体制等、あるいは履歴書) ② アピールできる強み ③ これまでの業務実績 ④ 活動方針(市場動向を踏まえてどのようなプロモーションが望ましいか等) ⑤ 活動方針(市場動向を踏まえてどのようなプロモーションが望ましいか等) ⑥ その他特筆すべき事項 など	様式任意 (A4) ※15ページ以内とする
4	見積書	仕様書に基づき、内訳及び見積総額を記載すること。 ①円建てで作成すること。 ②人件費、通信費、交通費、物品費等の活動に係る全ての費用を含むこと。 ③為替変動による契約金額の変更は行わない ④積算根拠が明確になるよう具体的に記述すること。	様式任意 (A4)

(2) 提出方法と提出体裁

ア 企画提案書、見積をそれぞれPDFで提出すること。

イ ファイル名は該当する市場名と法人名・個人名を含めること

(例:令和7年度海の京都 DMO 台湾観光レップ提案書__〇〇〇会社.pdf)

ウ 提出物の宛先は一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社社長宛とすること。

エ 提出方法は、以下メールアドレスあて電子メールにて送付すること。必要であればストレ

ージサービスなどの利用可。また、送付後事務局まで受領を確認すること。
(メールアドレス:n-miwa@uminokiyoto.jp、電話番号 0772-68-5055)

(3) 提出期限

令和7年6月17日(火)17時00分必着(日本時間)
(ただし、参加申請書は6月6日(金)17時00分まで)

(4) 応募書類の取扱い

- ア 提出された応募書類等は返却しない。
- イ 提出された応募書類等は、審査の必要上複製を作成することがある。

(5) 失格事項

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。

- ア 各書類の提出期限を過ぎた場合
- イ 実施要領に定める手続き等に違反した場合
- ウ 提案書等に虚偽の記載をした場合

(6) その他

- ア 提案に関して必要となる費用は提案者の負担とする。
- イ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成5年法律第51号)に定める単位に限る。
- ウ 企画提案書を提出した後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、書面にて申し出ること。
- エ 参加者が1社であっても、原則として有効とする。

5 質疑・回答

(1) 受付期間 公募開始日～令和7年6月9日(月)17時00分まで

(2) 質疑方法 4(2)エに記載した電子メールアドレスあて送信すること

(3) 質疑様式等 様式は別途定める質問票のとおりとし、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、「令和7年度海の京都DMO 台湾観光レップ業務企画提案に関する質問」とすること。

イ 質問者の団体名、部署名、役職・氏名、電話番号、メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答方法 令和7年6月10日(火)13時00分までに海の京都DMOホームページ
<https://www.uminokiyoto.jp> に掲示することとし、個別には回答しない。

6 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

企画提案書及び見積書(以下企画提案書等という)について、次の審査を行い、採用候補となる企画提案等を選定する。

(2) 評価項目

以下の基準により総合的に評価を行うこととする。

ア 企画提案内容

- ・仕様書記載の業務内容を十分理解し、レップ設置の目的と市場の特性を踏まえた提案内容となっているか(業務内容全体)
- ・旅行、観光業務全般及び現地の旅行、観光業界、メディア等に精通し、海の京都エリアへの誘客に向けた積極的な働きかけが期待できるか。
- ・市場における情報収集等を踏まえ、海の京都のプロモーション事業等に対する効果的な助言が期待できるか。
- ・その他、特筆すべき事項はあるか。

イ 業務体制等

- ・海の京都DMOの意向を汲み、誠実に対応できる法人または人材か
- ・業務を効果的・効率的に遂行できる体制ができているか(事務能力・執行体制)
- ・同種業務等を行った実績があり、十分な成果を収めているか

ウ 見積

- ・見積は提案価格、経費内訳それぞれ妥当性はあるか

(3) ヒアリング

必要と認めるときは、国際電話及び面談によりヒアリングを実施する場合がある。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 選定結果の通知

最も高い評価を受けたものを本業務の委託契約の相手方として選定する。

選定後、応募者のうち選定者には紙面で、非選定者には e-mail にて結果を通知する。

(5) 選定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、選定を取り消すことがある。

ア 提出者が応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

7 契約及び契約手続など

(1) 契約

上記6により選定された者を、本業務の委託契約候補者とする。

(2) 契約手続

契約交渉の相手方に選定された者と海の京都DMOとの間で、委託内容、経費等について

再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(3) 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除し、委託事業者を変更することができる。

ア 提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合

イ 事業者に重大な瑕疵がある場合

ウ 事業遂行の意思が認められない場合

エ 業務遂行能力がないと認められる場合

オ その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

8 スケジュール（予定）（以下全て日本時間）

(1) 募集開始 令和7年6月2日(月)

(2) 参加意向の表明期限 令和7年6月6日(金)17時

(3) 質問書の提出 令和7年6月9日(月)17時00分まで

(3) 質問書への回答 令和7年6月10日(火)13時00分まで

(4) 企画提案書等の提出 令和7年6月17日(火)17時00分まで

(5) 審査結果通知 令和7年6月27日(金)

(6) 履行期限(業務完了報告書の提出) 令和8年3月31日(火)

9 本件の問い合わせ先

一社京都府北部地域連携都市圏振興社(海の京都DMO) 担当:三輪

〒629-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 京丹後市役所大宮庁舎内

TEL.0772-68-5055